

<一般委託>

長坂埋立地浄化センター処理槽清掃業務委託 仕様書

長坂埋立地浄化センター処理槽清掃業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	長坂埋立地浄化センターの施設保守管理のため、処理槽に堆積している汚泥を引抜き、槽内の清掃を行い、排出された汚泥を市が指定する搬出先まで運搬をする。
2	履行期間	契約の日から令和3年3月31日
3	施行場所	横須賀市長坂5丁目3270番地 長坂埋立地浄化センター
4	業務内容	浄化センター内各槽の汚泥を超強力吸引車(8.0kℓ積み以上)およびバキュームダンパー(9.5kℓ積み以上)で引き抜き、槽内の壁面および床面を高圧洗浄水にて清掃をすること。 搬出予定汚泥量は、4日間で101.2立米(比重1.1)。
5	特記事項	(1) 施工計画書の提出 (2) 作業報告書及び作業写真の提出 (3) その他 別紙特記仕様書参照
6	関係法規	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (2) 労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則
7	資格要件	本業務履行については、下記の要件を有すること。 (1) 第2種酸素欠乏危険作業主任者 (2) 横須賀市又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業許可(汚泥)を有すること。 (3) 受託者は、超強力吸引車、バキュームダンパー及び高圧洗浄車の使用権原を有すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	資源循環部資源循環施設課 伊藤 智明 電話 046-822-8530

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

長坂埋立地浄化センター処理槽清掃業務委託 特記仕様書

1. 作業車両

- (1) 受託者は、委託業務を円滑に遂行するために、超強力吸引車(8.0kℓ 積み以上)1台以上、バキュームダンパー(9.5kℓ 積み以上)2台以上、高圧洗浄車1台以上を用意すること。
- (2) 使用する車両は、受託者が使用権原を有する車両であること(レンタル車両は不可)、また不測の事故に十分対応できる自動車保険(任意)に加入しておくこと。

2. 汚泥引抜き・清掃・搬入先等

- (1) 受託者は沈砂池、1系第1脱窒素槽、1系硝酸化槽、砂ろ過原水槽、逆洗排水槽の汚泥を引抜き、槽内の清掃を行い、横須賀市上下水道局下町浄化センター(横須賀市三春町2-1)の汚泥処理施設へ搬出すること。
- (2) 業務の日程は、令和3年1月15日から3月15日の間で4日間とする。
作業時間及び現場での作業は市担当者の指示による。
- (3) 配置図等は別紙参照。
- (4) 搬出予定汚泥量は、4日間で101.2m³(比重1.1)。
- (5) 契約締結後、業務実施前に業務計画書を作成し提出すること。
- (6) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、安全に十分留意すること。
なお、槽内の清掃業務等は酸素欠乏危険作業場所で行うため、酸素欠乏症等防止規則により、作業主任者を選任し必要な安全対策・安全措置等を講じること。
- (7) 槽の壁面及び床面を高圧洗浄水にて清掃すること。
- (8) 搬入は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時までとする。
- (9) 1日の搬入量は、本業務以外で長坂埋立地浄化センターから搬出される汚泥と合算して50m³を越えないように調整すること。
- (10) 作業終了後に作業報告書、汚泥収集運搬管理票(別紙1)及び作業状況写真を速やかに提出すること。

3. 指導義務

- (1) 受託者は、従事者に次の各号の徹底を指導すること。
 - 1) 本仕様書の内容理解
 - 2) 車両の整備点検と清潔の保持
 - 3) 交通事故及び作業上の災害防止
 - 4) 第2種酸素欠乏危険作業に係る安全対策
 - 5) 従事者の品位と被服等の清潔の保持
 - 6) その他必要な事項

4. 報告義務

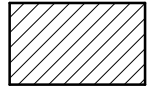
業務において事故等が発生した場合は、速やかに監督員に報告すること。

5. 法令等の遵守

- (1) 受託者は、市が行う委託業務に関する調査の立入を拒むことはできない。
- (2) この仕様書に定めのない事項に関しては、双方で協議して定めるものとする。
- (3) 発生した汚泥は積替・保管はしないで、速やかに搬入先へ運搬すること。

長坂埋立地浄化センター汚泥収集運搬管理票 正・副

整理番号		運搬年月日	年	月	日
汚泥運搬量	m ³				
運搬業者名	印				
運転者名			車両番号		
資源循環施設課確認	印	下町浄化センター確認	印		
備考					

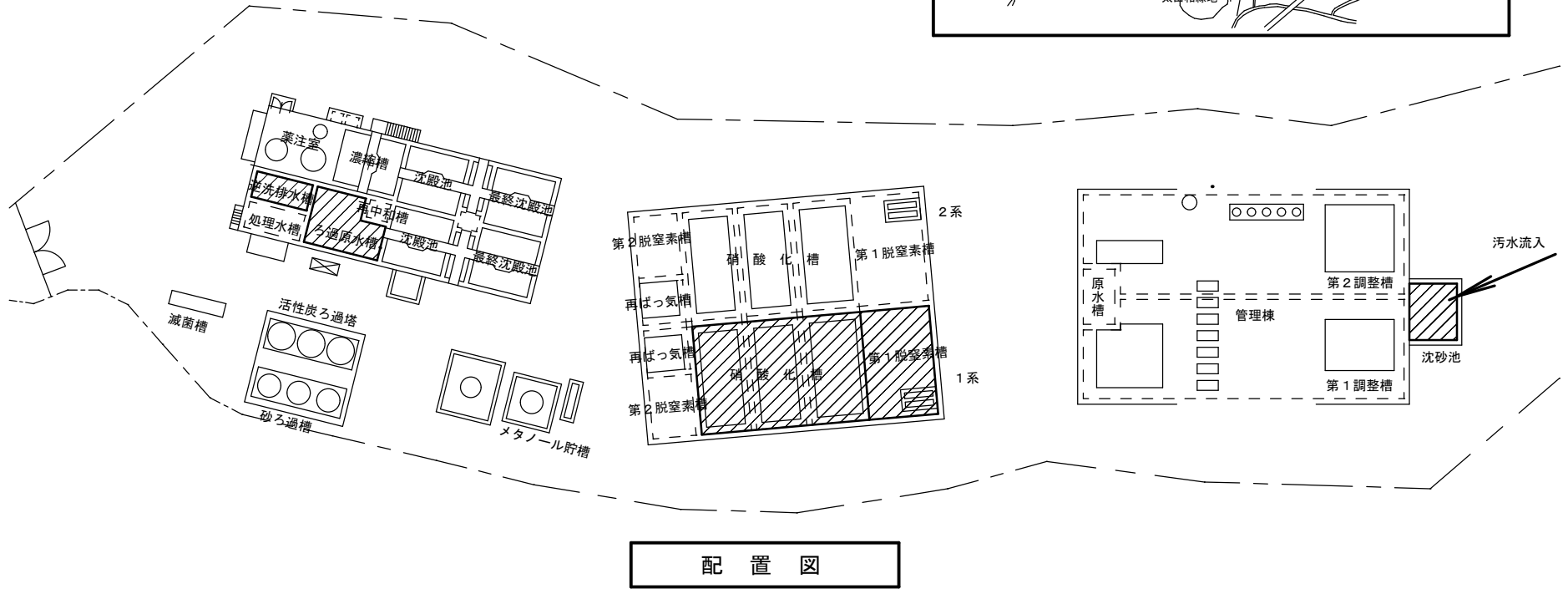
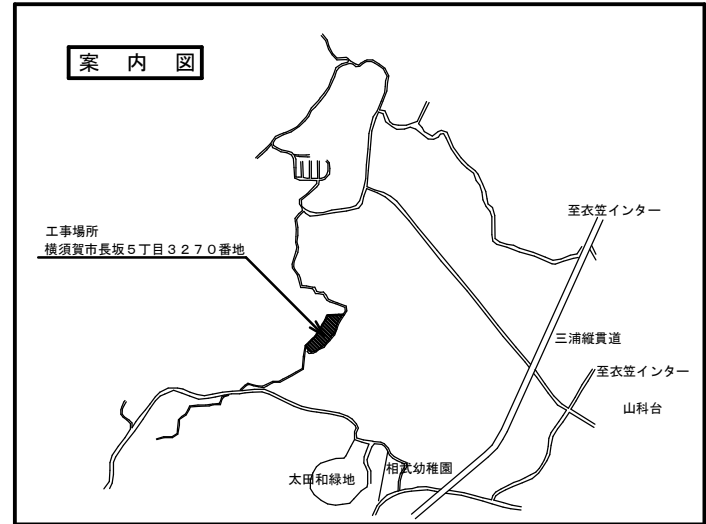


今回業務対象水槽(池)を示す

表 処理量及び汚泥量(参考)

No.	槽(池)名称	汚泥量(m ³)
1	沈砂池	8.6
2	1系第1脱窒素槽	23.0
3	1系硝化槽	54.4
4	ろ過原水槽	10.4
5	逆洗排水層	4.8
計		101.2

※汚泥量が、101.2m³に満たなかった場合は、他の槽から引き抜くものとする。



配置図

横須賀市資源循環部資源循環施設課	図番	—	図面名称	案内図・配置図	
件名	長坂埋立地浄化センター処理槽清掃業務委託		縮尺	—	作図